

令和6年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託 仕様書

1 件名

令和6年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託

2 目的

(1) 概要

本市の脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」は、脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進し、脱炭素社会の実現を目指す取組である。

令和4年4月には、この取組などが評価され、国の「脱炭素先行地域」に選定されている。

(2) 目指す方向性

事業者による取組の展開や市民の行動変容を促進するため、令和5年度は、市民・事業者に対し「みぞのくちでの生活の中で何気なく脱炭素に貢献している」と実感させることを目的としたPRを実施した。その結果、地元密着や食など、身近な要素との掛け合わせによるコンテンツがニュースバリューを発揮し、情報の拡散と話題化を図ることができた。

本年度は、引き続きこうした戦略のもと、モデル地区における事業者等の面白い取組をメディアに積極的に発信し、脱炭素に興味を持ち始めた層に対する更なる訴求と、「脱炭素アクションみぞのくち」の認知拡大を図るための戦略的広報を実施する。

(3) 本業務について

本業務は、脱炭素アクションみぞのくちの戦略的広報に係るブランドアクションの企画立案及び実施について、以下のとおり委託するものである。

3 履行場所

川崎市内 他

4 事業内容

(1) 戦略的広報活動の企画立案及び支援業務

脱炭素アクションみぞのくちの戦略的広報活動の企画立案及び支援として、次に掲げる事項を実施すること。

ア 令和5年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託（以下「昨年度委託」という。）で企画立案された広報戦略、ブランドアクション、効果測定や分析結果等を踏まえ、次に掲げるブランドアクションを企画立案の上、発注者に提案すること。

- (ア) HP・SNS等を活用した脱炭素アクションみぞのくちのPR
(イ) イベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」の開催(令和6年11月開催予定。
日程については発注者が指示する。)

イ アのブランドアクションの提案にあたっては、特に次の点に留意すること。

- ニュースバリューを有し、メディアによる記事・ニュース化や、SNS等での話題化が見込まれること。
- 主にモデル地区内に在住・在学・在勤の市民や、モデル地区内で事業を展開中、又は展開予定の事業者をターゲットとすること。
- 市民・事業者が容易に参加できる内容であること。
- 可能な限り推進会議会員事業者、川崎市地球温暖化防止活動推進センター等との連携により実施し、会員事業者の脱炭素の取組、ノウハウ等の活用を図るアクションであること。

ウ 発注者との定例打合せ(月1回程度)を実施し、助言、提案等の支援を実施すること。

エ 発注者が必要と判断した場合、定例打合せ以外にも適宜、電話・メール等による対応を行うこと。

オ 高津区民を中心とした市民等にアンケートを実施し、脱炭素アクションみぞのくちの認知度、脱炭素に対する意識、本事業の広報効果等に関する調査を、次のとおり行うこと。

(ア) 令和6年4～6月の期間中に実施すること。

(イ) オンライン等を活用し、無作為抽出により実施すること。

(ウ) 設問はオに掲げる事項を把握するために必要なもののほか、回答者の属性(年代、性別、居住区、職業等)に関する設問を加えるものとする。

(エ) 最低400サンプルを収集すること。

(2) 脱炭素アクションみぞのくちのPR業務

(1) ア(ア)について、(3)との連動を図りながら、次に掲げる事項を実施すること。

ア 昨年度委託を踏まえ、今年度のPR計画を企画立案、策定の上PR活動を実施すること。広報物の作成、脱炭素アクションみぞのくち特設ウェブサイト(URL <https://carbon0-mizonokuchi.jp/> のウェブサイトを目指すものとし、以下「特設サイト」という。)、SNS等の活用による情報発信、メディアリレーションの活用によるパブリシティの獲得、川崎市及び推進会議会員事業者等が運用・活用する広報媒体など、複数の手段を組み合わせることで効果的な企画とすること。

イ PRにあたり受託者以外の情報発信主体と連携する場合は、当該主体との連絡調整、必要な情報・ノウハウ等の提供、記事・動画等の作成・発信支援を行うこと。

ウ 脱炭素アクションみぞのくち関係 SNS の管理・投稿等を行うこと。受託者自らによる投稿のほか、受託者以外の情報発信主体による投稿も可能とするが、その際に必要な支援を行うこと。

エ 特設サイトの管理、更新等を、次に掲げるとおり実施すること。

(ア) 本市からの指示に基づき、ウェブサイト全体及び各コンテンツの追加・更新・削除・修正等について次に掲げる作業を行うこと。

- 事業者等の追加に伴う事業者一覧の更新（毎月 20 日時点の会員情報を反映。履行期限までに最大 12 回）
- イの記事の掲載
- イベント等の告知・報告
- その他情報発信に必要なコンテンツの追加・更新・削除・修正等の作業（埋め込み動画の追加など）

(イ) 本市からの指示に基づくもの以外にも、受託者は、特設サイトを利用した効果的な広報の実施のため、ウェブサイト全体及び各コンテンツの追加・更新・削除・修正等を実施することができる。ただし、発注者と協議の上実施すること。

(ウ) サーバー、ドメインに係る費用は受託者が負担すること。

(エ) サーバーの移転、ドメインの移管等を行う場合は、発注者と協議の上実施すること。なお、ドメインを移管する場合、ドメインの種類は「.jp」とすること。

(オ) 次期受託者が異なる場合、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく特設サイトの管理に係る業務等を遂行できるよう、次期受託者の決定した日から履行期限までに引継を行うものとする。

(3) 「脱炭素アクションみぞのくち広場」の実施

(1) ア (イ) について、次に掲げるとおり実施すること。

ア 企画提案の内容を踏まえ、発注者と協議の上、実施計画を策定すること。計画には、実施目的、手法、スケジュール等について定めること。

イ 実施計画に基づき事務局を担い、必要な人員、物品、会場等の準備、関係者との調整、当日運営等を行うこと。また、必要な安全対策や感染症対策を講じること。特に市民・事業者の参加を伴うイベントは、参加者の安全に配慮するとともに、不測の事態に備えて必要な損害保険等を付すること。

ウ アクション参加者の集客に加え、メディアによる記事・ニュース化や、SNS 等での話題化を図るため、アクションの手法に応じた必要な広報を実施すること。

エ アクションの実施結果については、つど発注者に報告すること。

(4) 効果測定、分析

本業務の効果測定、分析等について、次に掲げるとおり実施すること。

- ア 本業務で実施した広報、ブランドアクションについて、(1)オのアンケート結果、アクション参加者数、SNSの反響、報道状況等の実績を調査の上、効果測定を行うこと。
- イ アの効果測定の結果を踏まえ、効果的な広報手法やアクションの内容について分析すること。
- ウ 効果測定や分析の結果について報告書を作成(pdf形式)し、発注者に提出すること。

5 履行期限

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

6 その他

- (1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、全て契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受託者は適宜、業務の進捗状況について発注者に報告するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進めるものとする。また、履行期限満了後速やかに、業務実施報告書を提出すること(pdf形式)。
- (3) 本業務に係る必要な人員、物品、会場等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 発注者から貸与する個人情報及び機密に属する情報は、紙媒体、電子媒体を問わず、受託者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。
- (6) 受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (7) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、発注者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (9) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

- (10) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受託者双方が協議して決定するものとする。
- (11) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受託者双方が協議して決定するものとする。